

企画競争実施の公示

令和6年6月5日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名

熱意ある地域の観光商品等のマネタイズ化事業

「出雲エリアにおけるインバウンドを見据えた地域主体の商品造成・販売支援事業」

(2) 業務内容

別紙「説明書」による

(3) 履行期限

令和7年3月17日（月）

2. 企画競争参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国、鳥取県、島根県又は鳥取県及び島根県内の市町村において入札参加指名停止措置を受け、企画提案提出日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) （一社）山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

一般社団法人 山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成について

①企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判15枚程度）に併せて、次

の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況（該当する場合）
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）

②その他

- ・上記の2.企画競争参加資格要件（1）から（4）を満たすことが分かる書類（誓約書等）を

企画提案書と一緒に提出すること

（3）企画提案書等の提出について

提出期限：令和6年6月17日（月）12時00分（必着）

場 所：（1）に同じ。

方 法：郵送等により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

（4）ヒアリング実施の有無 無

（5）契約の相手方として最適なものを特定（以下「特定」という）するための企画提案書の評価基準

- ① 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ② 提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③ 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④ 業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤ 業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥ 必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦ 専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約書作成の要否 要

（3）本業務の支払条件及び概算予算額

- ・支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。
- ・概算予算額：2,500,000円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）

（4）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

（5）提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しな

いものとする。

- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、当機構の情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当機構の会計規程に基づく契約手続の完了までは、当機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、当機構ホームページで次の事項を公表する。
 - ・ 特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・ 企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は当機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
 - ・ 問い合わせ先：3. (1)に同じ（担当：佐々木）
 - ・ 問い合わせ方法：電話又は電子メール
 - ・ 問い合わせ期間：公示の日から6月14日(金)12時までなお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

熱意ある地域の観光商品等のマネタイズ化事業

「出雲エリアにおけるインバウンドを見据えた地域主体の商品造成・販売支援事業」

2. 実施時期

契約締結の日～令和7年3月17日

3. 業務の目的

出雲エリアは、伝説・神話の地として知られる観光資源が集積し、また自然環境や日本の原風景が色濃く残っていることから、多くの海外観光客が集まる地域の一つである。今後、更に、増加するインバウンドの観光消費に対して、このエリアが地域の強みを活かし、受け皿を増していく取組が、重要であると考えます。

本事業は、日本神話の舞台として知られる出雲エリアで、受継がれ、守られてきた地域資源を活用し、地域が主体となって、観光事業で収益化を図ることを目的とする。

4. 業務の内容

この地域特有のストーリーを理解し、相応しい地域資源を活用して、地域の主体者（または主要関係者）がインバウンドを想定した新たな観光商品を造成し、インバウンド向けに販売し、持続的に流通させていく取組を効果的に行う。

（1）商品造成

- ・ 出雲地域内から、インバウンドを想定した観光商品を造成する事業者を選定し（自選含む）、主要関係者と調整の上、商品内容をプランニングすること。
- ・ モニター検証等を実施して、商品の内容を固めること。
- ・ タリフを完成させること。

（2）販売体制構築支援

- ・ 造成する商品が、持続的に販売できる体制について、地域主体者と検討を行うこと。
- ・ 地域主体者が持続的に販売出来るようサポートを行うこと。

（3）流通路掲載支援

- ・ 今後、持続的に販売していく為の流通路を検討すること。
- ・ 今後を見据えた流通路に載せること。

《目標と成果指標について》

（1）新規に造成した商品数

2件以上

- (2) 流通チャネル（持続可能でインバウンドを見据えた先） 2先以上

5. 企画提案、業務の実施、運営について

- (1) 企画提案においては、本事業の趣旨、目的を理解し、成果が最大限期待できる企画を提案すること
- (2) 本業務の実施にあたっては、地域の関係者を巻き込み、そして、持続可能な取組となる様、工夫すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、当機構と十分協議のうえ行うこと

6. 成果物の提出等

- (1) 成果物
事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）及び電子データ（一式）
- (2) 提出場所
一般社団法人 山陰インバウンド機構
- (3) 提出期限
令和7年3月17日（月）
なお、作成にあたっては、以下について留意のこと
- ① 事前に監督職員の承認を受けること。
 - ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
 - ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

7. その他

- (1) 当機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、ロゴマーク等を使用する等、当機構の進める事業であることが分かるよう表示すること。